

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 塚 本 勝
 同 森 岡 弘 之

いじめ防止生徒指導課

監査結果公表日 令和 3 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 17 号）

措置結果通知日 令和 4 年 2 月 1 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市いじめ防止連絡協議会の報酬及び費用弁償について、課長専決で支給額を決定していた。</p> <p>報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定により、本来条例で定めることになっているが、当該協議会については、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条に基づくこととしている。</p> <p>同条例第 5 条の規定に基づくのであれば、決裁区分は課長専決ではなく市長決裁になるため、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>奈良市いじめ防止連絡協議会の委員に対する報酬及び費用弁償の決定にあたって適正な手続がとられていない旨の指摘を受け、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第 5 条により、委員報酬を日額 10,000 円にするとともに、費用弁償額を職員等の旅費に関する条例別表第 3 項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする旨、令和 4 年 1 月 18 日付けで市長決裁を受けました。</p>

地域教育課

監査結果公表日 令和元年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 4 年 2 月 21 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(4) バンビーホームで使用する物品の購入について、支払が完了していたにもかかわらず、誤って再度支払手続が行われている事例が見受けられた。</p> <p>バンビーホームで使用する物品の支払手続は、所管課である地域教育課が行っているが、</p>	<p>(4) 監査の指摘を受けて、バンビーホームにおける物品購入に係る支払については、バンビーホームが作成する管理簿、地域教育課が作成する支出命令書及び同課で別途作成している各バンビーホームの物品購入配当残高表に記載の金額を、必ず複数の職員で突合し</p>

発注及び受領については、所管課以外にバンビーホームで行う場合もあることから、バンビーホームと所管課は請求書等の支払関係書類の受渡しを管理簿によって確認している。しかし、管理簿には受渡書類や支払状況が確認できる記載欄がなかった。

二重払いが起きた主な要因は、管理簿の内容が不十分であり、情報共有が十分に図られなかったことであると考えられる。

所管課は、バンビーホームと密に連携を取り、物品の発注及び受領の状況を把握した上で、支払関係書類の受渡しについて管理を徹底し、適正に事務を執行されたい。

て確認することで、支払の誤りが生じないよう改めました。